

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○平成二十七年東京都告示第五百七十二号(都税に係る徴収金の収納委託)の一部改正……………一
……………(主税局徴収部徴収指導課)……………一

○平成二十七年東京都告示第千四十一号(平成十五年東京都告示第九百六十七号(東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定)の一部改正)の一部改正……………一
……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………三
……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………三

○保安林の皆伐面積の残存許容限度……………四
……………(産業労働局農林水産部森林課)……………四

○保安林の指定解除予定……………五
……………(同)……………五

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………五
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………五

○土地区画整理事業の換地処分……………六
……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………六

○開発行為に関する工事完了……………六
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………六

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………六
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六

告示

○平成二十七年職業訓練指導員試験の実施……………七
……………(産業労働局雇用就業部能力開発課)……………七

○平成二十七年技能検定の後期実施……………九
……………(同)……………九

●東京都告示第千三百四十四号

平成二十七年東京都告示第五百七十二号(都税に係る徴収金の収納委託)の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月一日

東京都知事 外 添 要 一

株式会社コストアイースト
茨城県土浦市小松二丁目十三番一号 の項を削る。

●東京都告示第千三百四十五号

平成二十七年東京都告示第千四十一号(平成十五年東京都告示第九百六十七号(東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定)の一部改正)の一部を次のように改正する。

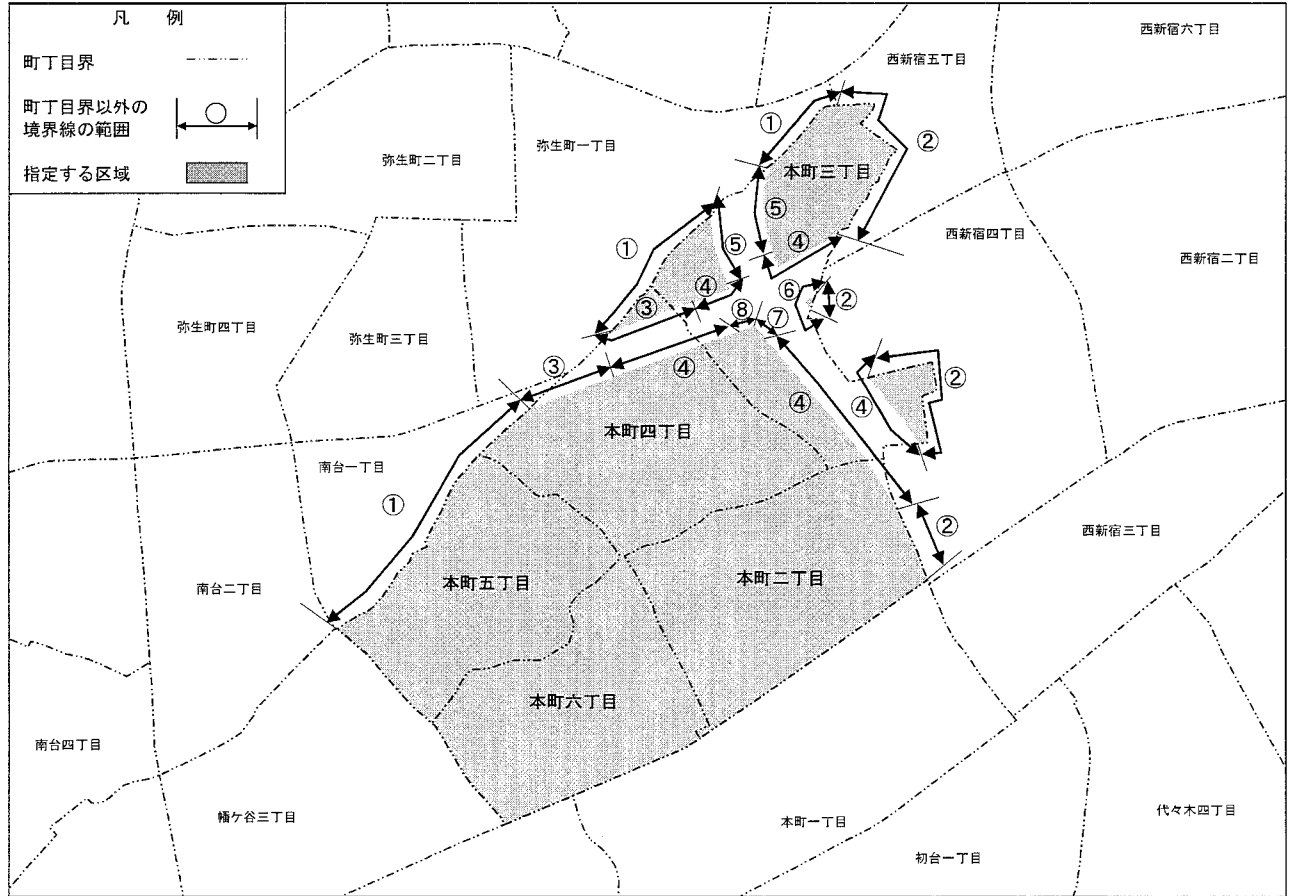
平成二十七年九月一日

東京都知事 外 添 要 一

本文中「別図五十一を別図五十二とし」を「別図五十一を別図五十三とし」に、「一図ずつ繰り下げ」を「二図ずつ繰り下げ」に、「別図八から」を「別図二十五から」に改め、「繰り下げる。」の次に次のように加える。

別図二十四中「落込図」を「落込図の強弱を減小S1」に改め、同図を一図繰り下げ、同図の次に次の一図を加える。

別図26(渋谷区の一部に係る区域その2)



別図八から別図二十三までを一図ずつ繰り返し下げる。
 本文中「36の項から52の項まで」とし、「37の項から53の項まで」とし、「31の項」とし、「32の項」とし、「30の項」としを「31の項」とし、「33の項から」を「25の項から」に、「24の項から」を「27の項から」に、「28の項まで」とし、「21の項を」を「29の項まで」とし、「24の項を25の項とし、同項の次に次のように加える。

26	①	行政界の境界線	渋谷区と中野区との境界
	②	行政界の境界線	渋谷区と新宿区との境界
	③	用途地域の境界線	第一種中高層住居専用地域(容積率10分の20)と商業地域(容積率10分の50)との境界
	④	用途地域の境界線	第一種住居地域(容積率10分の30)と商業地域(容積率10分の50)との境界
	⑤	用途地域の境界線	第一種住居地域(容積率10分の30)と第二種住居地域(容積率10分の40)との境界
	⑥	用途地域の境界線	第二種中高層住居専用地域(容積率10分の30)と商業地域(容積率10分の60)との境界
	⑦	用途地域の境界線	近隣商業地域(容積率10分の30)と商業地域(容積率10分の60)との境界
	⑧	用途地域の境界線	近隣商業地域(容積率10分の30)と商業地域(容積率10分の50)との境界

備考1の表中23の項を24の項とし、「21の項を」に、「五 別図8の区域 平成27年6月30日

- 六 別図10から別図14まで及び別図49の区域 平成26年
- 七 別図24の区域 平成26年6月20日
- 八 別図25の区域 平成27年3月1日
- 九 別図32から別図34まで、別図44、別図50及び別図51
- 十 別図39の区域 平成26年4月30日
- 十一 別図38の区域 平成27年1月30日
- 十二 別図45及び別図46の区域 平成17年1月1日

- 「五 別図8の区域 平成27年6
- 六 別図10から別図14まで及び
- 七 別図24の区域 平成26年6
- 八 別図25の区域 平成27年3
- 九 別図26の区域 平成27年9
- 十 別図33から別図35まで、別
- 十一 別図40の区域 平成26年
- 十二 別図41の区域 平成27年
- 十三 別図46及び別図47の区域

- 月30日 別図49の区域 平成26年5月30日
- 月20日
- 月1日
- 月1日
- 図45、別図51及び別図52 平成27年3月27日
- 4月30日
- 1月30日
- 平成17年1月1日

附則中「別図三十四」を「別図三十五」に、「別図三十三」を「別図三十四」に、「別図三十二」を「別図三十三」に

32	①	行政界の境界線	豊島区と板橋区との境界
	②	行政界の境界線	豊島区と北区との境界
	③	都市計画道路の中心線	東京都市計画道路幹線街路放射第8号線
34	①	行政界の境界線	豊島区と北区との境界

33	①	行政界の境界線	豊島区と板橋区との境界
	②	行政界の境界線	豊島区と北区との境界
	③	都市計画道路の中心線	東京都市計画道路幹線街路放射第8号線
35	①	行政界の境界線	豊島区と北区との境界

に改める。
 附則
 この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。

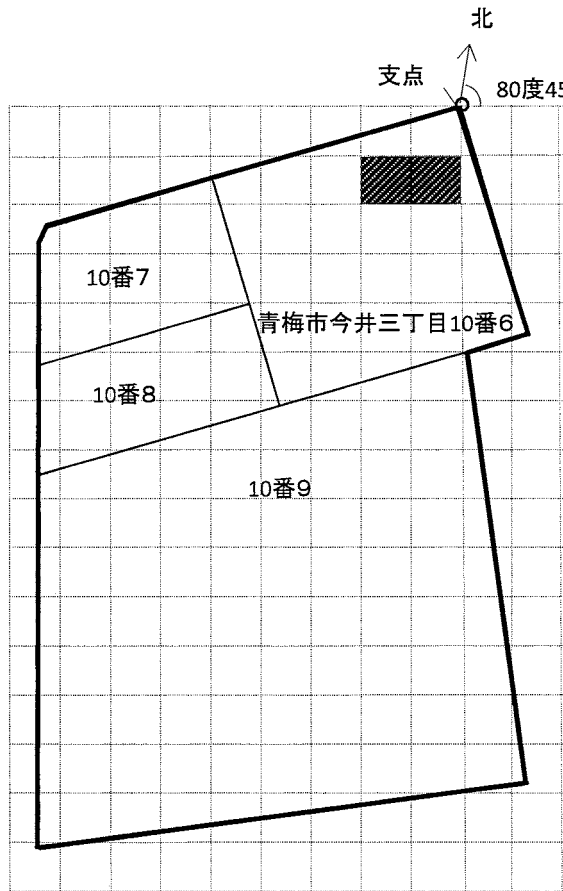
●東京都告示第千三百四十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月一日
 東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（青梅市今井三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ベンゼン

別図



■ 支点
 支点は、青梅市今井三丁目10番6の最北端とする。

■ 格子の回転角度 (80度45分54秒)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

■ 凡例
 : 単位区画
 ——— : 筆境界
 ——— : 調査対象地
 ■■■■■ : 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千三百四十七号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四
 条の二第四項に規定する平成二十八年三月三十一日までに
 伐採することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を、
 同条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十七年九月一日

東京都知事 舩添 要一

保安林の種類	単位	同一単位とされる区域	皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)
水源かん養保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	六一四・四七
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	二六三・一五
	計		七九・八四
	浅川	八王子市の区域	九五七・四六
	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	五一・二二
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	一七・〇八
	浅川	八王子市及び町田市の区域	九・九七
	大島	神津島村の区域	〇・五〇
	八丈島	八丈町の区域	八一・五四
	計		一六〇・三一

千害防備保安 秋川 西多摩郡檜原村の
林 区域 ○・七八

大島 大島町の区域 一・八六

八丈島 八丈町の区域 ○・四〇

小笠原 小笠原村の区域 八六・八八
諸島

計 八九・九二

保健保安林 多摩川 青梅市及び西多摩
郡奥多摩町の区域 一六・三八

秋川 あきる野市並びに
西多摩郡日の出町
及び同郡檜原村の
区域 一七・七〇

浅川 八王子市及び町田
市の区域 一〇・五二

小笠原 小笠原村の区域 一九六・〇〇
諸島

計 二四〇・六〇

●東京都告示第千三百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の
二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除す
る予定であるので告示する。

平成二十七年九月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 解除を予定する保安林の所在場所

八丈島八丈町三根四一九五番四

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申
請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五
条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認
証の申請があったので、同条第五項において準用する同法
第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に
関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条
において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり
公告する。

平成二十七年九月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉フォーラム・ジャパン

三 代表者の氏名

宮武 剛

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区代々木四丁目三十番三号 新宿ミッドウ
エストビル

五 定款に記載された目的

この法人は、主に福祉・医療・保健分野における人的
な交流・連携・協働のフォーラム(広場)づくりを目指
す。心身に障害のある人々や疾病・療養者・子どもたち
・高齢者に対して、福祉の増進、心身の健康の維持・回
復、生活環境の整備、自立生活の支援、教育を受ける機

会の確保、雇用や就労など、出産・育児から介護・看取
りに至る幅広い社会的な課題に対し、社会参加の支援並
びに促進をするための研究・調査活動を行う。またこれ
らの事業にかかわる国内外の団体及び人材、医療機関、
福祉施設、児童施設、その他様々な組織やそれらの専門
職と連携を図り、蓄積された知恵と技術、経験、研修・
教育などを交流・伝承、普及する活動を行い、広く国民
全体がより豊かで安心・安全に暮らせる健全な社会の実
現を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPOいきがいサロンオーブ

三 代表者の氏名

加世田 輝三

四 主たる事務所の所在地

東京都小平市小川町一丁目九百七十二番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、自立生活が十分でない、あるいはその自
立が損なわれている高齢者・障害者へ必要な支援を総合
的に提供する事業を行い、地域住民の地域福祉への関心
と理解を深め、ともに生きるまちづくりに、コミュニテ
イボランティア活動を展開し、すべての高齢者・障害者
が人生の最期まで、人間としての誇りと生き甲斐を持ち、
精一杯人生を謳歌できる、人間性豊かな活力ある地域社
会・福祉コミュニティ作りに寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年七月六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会</p> <p>三 代表者の氏名 伊東 弘泰</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区代々木四丁目三十番三号 新宿ミッドウエストビル</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、障害者及び高齢者に対して、福祉の増進、心身の健康の回復・維持、生活環境の整備、自立生活の支援、雇用や就労の促進と支援を図る活動等を行うとともに、未来を担う子どもたちの個性の尊重と可能性の育成のための保育を実践し、加えて高齢者をはじめ、さまざまなプロフェッショナルからその蓄積された知恵と技術、経験を交流・伝承する活動等を行い、子どもたち、親、高齢者、障害者など誰もが安心・安全で暮らせる健全な社会の実現を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年七月六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人自然環境保護と生態系調査支援協会</p> <p>三 代表者の氏名</p>	<p>佐藤 英一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区芝五丁目三十四番二一七〇六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、自然環境保護及び生態系調査に対して、その実施の支援に関する事業を、日本のみならず海外においても行い、人類福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>土地区画整理事業の換地処分について 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により西東京市向台町六丁目土地区画整理事業共同施行者から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。 平成二十七年九月一日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成二十七年九月一日 東京都多摩建築指導事務所長 金子 博</p> <p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称 武蔵村山市伊奈平五丁目十七番一 武蔵村山市伊奈平五丁目一番地の三 株式会社大岸ホーム</p>	<p>代表取締役 豊泉 俊</p> <p>立川市柏町五丁目三番三十一号 新宿区西新宿二丁目四番一 住友不動産株式会社 代表取締役 仁島 浩順</p> <p>日野市大字日野四百七十番の 日野市大字日野四百七十番地 一部 小谷松久夫</p> <p>日野市万願寺一丁目六番地の二 小谷松道夫</p> <p>昭島市中神町一丁目六百四十六番一及び同番三 練馬区石神井町二丁目二十六番十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十七年九月一日 東京都知事 舛 添 要 一</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年七月六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人自然環境保護と生態系調査支援協会</p> <p>三 代表者の氏名</p>	<p>代表取締役 豊泉 俊</p> <p>立川市柏町五丁目三番三十一号 新宿区西新宿二丁目四番一 住友不動産株式会社 代表取締役 仁島 浩順</p> <p>日野市大字日野四百七十番の 日野市大字日野四百七十番地 一部 小谷松久夫</p> <p>日野市万願寺一丁目六番地の二 小谷松道夫</p> <p>昭島市中神町一丁目六百四十六番一及び同番三 練馬区石神井町二丁目二十六番十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十七年九月一日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 店舗名 (仮称)ららぽーと立川立飛</p> <p>二 店舗所在地 立川市泉町九三五番一ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社立飛ホールディングス</p> <p>四 意見書</p> <p>ア 聴取者 立川市長</p> <p>イ 概要 (ア) 交通解析を行う際は、指針に基づいた解析を行われたい。 (イ) 交通解析について、単体交差点のみ</p>	<p>代表取締役 豊泉 俊</p> <p>立川市柏町五丁目三番三十一号 新宿区西新宿二丁目四番一 住友不動産株式会社 代表取締役 仁島 浩順</p> <p>日野市大字日野四百七十番の 日野市大字日野四百七十番地 一部 小谷松久夫</p> <p>日野市万願寺一丁目六番地の二 小谷松道夫</p> <p>昭島市中神町一丁目六百四十六番一及び同番三 練馬区石神井町二丁目二十六番十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十七年九月一日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 店舗名 (仮称)ららぽーと立川立飛</p> <p>二 店舗所在地 立川市泉町九三五番一ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社立飛ホールディングス</p> <p>四 意見書</p> <p>ア 聴取者 立川市長</p> <p>イ 概要 (ア) 交通解析を行う際は、指針に基づいた解析を行われたい。 (イ) 交通解析について、単体交差点のみ</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年七月六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人自然環境保護と生態系調査支援協会</p> <p>三 代表者の氏名</p>	<p>代表取締役 豊泉 俊</p> <p>立川市柏町五丁目三番三十一号 新宿区西新宿二丁目四番一 住友不動産株式会社 代表取締役 仁島 浩順</p> <p>日野市大字日野四百七十番の 日野市大字日野四百七十番地 一部 小谷松久夫</p> <p>日野市万願寺一丁目六番地の二 小谷松道夫</p> <p>昭島市中神町一丁目六百四十六番一及び同番三 練馬区石神井町二丁目二十六番十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十七年九月一日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 店舗名 (仮称)ららぽーと立川立飛</p> <p>二 店舗所在地 立川市泉町九三五番一ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社立飛ホールディングス</p> <p>四 意見書</p> <p>ア 聴取者 立川市長</p> <p>イ 概要 (ア) 交通解析を行う際は、指針に基づいた解析を行われたい。 (イ) 交通解析について、単体交差点のみ</p>	<p>代表取締役 豊泉 俊</p> <p>立川市柏町五丁目三番三十一号 新宿区西新宿二丁目四番一 住友不動産株式会社 代表取締役 仁島 浩順</p> <p>日野市大字日野四百七十番の 日野市大字日野四百七十番地 一部 小谷松久夫</p> <p>日野市万願寺一丁目六番地の二 小谷松道夫</p> <p>昭島市中神町一丁目六百四十六番一及び同番三 練馬区石神井町二丁目二十六番十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十七年九月一日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 店舗名 (仮称)ららぽーと立川立飛</p> <p>二 店舗所在地 立川市泉町九三五番一ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社立飛ホールディングス</p> <p>四 意見書</p> <p>ア 聴取者 立川市長</p> <p>イ 概要 (ア) 交通解析を行う際は、指針に基づいた解析を行われたい。 (イ) 交通解析について、単体交差点のみ</p>

で行うのではなく、信号機現示調整による周辺交通をネットワークとして解析を行われない。

信号機現示調整による滞留車両への対応を示されたい。

交通渋滞対策等を行った場合における交通解析を実施されたい。

(エ)

開業にあたっては、周辺地域での交通量が大幅に増加することが見込まれるため、計画地へアクセスする幹線道路等が混乱を招かないように交通円滑化を図ること。また、バスの定時運行の確保や周辺住民の自動車での移動に支障が出ないよう、生活環境保持について配慮されたい。

(カ)

周辺交通に関する具体的な対策として、以下の項目について特に対策を講じられたい。①特定交差点に車両が集中しないよう対策を講じること。②公共交通の利用が促進される方を示すこと。③入庫待ち車両の排除・誘導を行うこと。

(キ)

開業期及び繁忙期等への対応について、右記対応に加えて、更なる具体的な対策を講じられたい。

(ク)

周辺の生活道路への侵入を防ぐ誘導員の配置、看板の設置等の具体的な方策を示すこと。

(ケ)

高松バイパスへの過度な誘導は避けらるること。

(コ)

高松バイパスの右折レーンの拡大について再考し、交通管理者及び道路管理者と十分な協議を図ること。

(サ)

関係機関及び立川市内交通円滑化推進懇談会等と十分な協議・調整を行うとともに、既存事業者とも連携し

た交通対策を実施されたい。

ウ 收受日

平成二十七年六月十九日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十七年九月一日から同年十月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

ブラザー・交通公社新宿共同ビル

二 店舗所在地

新宿区新宿三丁目一番二十号

三 設置者名

ナイト・ジャーニー特定目的会社ほか一名

四 意見

ア 聴取者

新宿区長

イ 概要

意見なし

ウ 收受日

平成二十七年八月十七日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十七年九月一日から同年十月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

トヨタ池袋ビル

二 店舗所在地

豊島区東池袋三丁目三番五号

三 設置者名

トヨタ自動車株式会社

四 意見

ア 聴取者

豊島区長

イ 概要

意見なし

ウ 收受日

平成二十七年八月十九日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十七年九月一日から同年十月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

聖蹟桜ヶ丘OPA

二 店舗所在地

多摩市関戸四丁目七十二番地

三 設置者名

ケルス・プロパティ特定目的会社ほか二名

四 意見

ア 聴取者

多摩市長

イ 概要

意見なし

ウ 收受日

平成二十七年八月十九日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十七年九月一日から同年十月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

平成二十七年職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成二十七年九月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 試験を実施する職種

全職種

二 試験の科目

試験は、実技試験及び学科試験について行い、その科目は、次のとおりとする。

職種 実技試験の科目 学科試験の科目

全職種（理容科及び美容科を除く。）
なし
指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規。以下同じ。）

理容科 理容

一 指導方法

二 関連学科

1 系基礎学科

① 保健衛生（公衆衛生、環境衛生、感染症、衛生管理技術及び理容・美容保健）

② 理容・美容の物理・化学（理容・美容の物理及び化粧品（化学））

③ 運営管理（経営戦略、経営・労務管理及び接客法）

④ 安全衛生（安全管理及び衛生）

美容科 美容

一 指導方法

二 関連学科

1 系基礎学科

① 保健衛生（公衆衛生、環境衛生、感染症、衛生管理技術及び理容・美容保健）

② 理容・美容の物理・化学（理容・美容の物理及び化粧品（化学））

③ 運営管理（経営戦略、経営・労務管理及び接客法）

④ 安全衛生（安全管理及び衛生管理）

2 専攻学科

美容理論（美容文化論、美容技術及び関係法規）

3 実技試験及び学科試験の免除

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十六条及び附則第十条の規定に該当する者は、実技試験及び学科試験の一部又は全部の免除を受けることができる。

四 受験資格

(一) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

(二) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定に合格した者

(三) 職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項及び第三項に規定する者

(四) 昭和四十五年労働省告示第十七号（職業訓練指導員試験の受験資格）に規定する者

(五) 指導方法のみを受験する者は、(一)の規定に加え、次に該当する者とする。

職業能力開発促進法施行規則第四十六条により、実技試験及び学科試験のうち関連学科の全部が免除される者

(一)及び(二)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

五 試験日時及び場所

(一) 実技試験

理容科

平成二十八年一月十八日（月曜日）午後一時四十五分から

東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校人材育成プラザ

美容科

平成二十八年一月十八日（月曜日）午後一時三十分から

東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校人材育成プラザ

(二) 学科試験

指導方法

平成二十八年一月十六日(土曜日)午前十時から
学校法人中央工学校三号館(北区王子本町一丁目二十六番十七号)

系基礎学科(理容科・美容科)

平成二十八年一月十八日(月曜日)午前十時から
東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校人材育成プラザ

専攻学科(理容科・美容科)

平成二十八年一月十八日(月曜日)午前十一時十五分から
東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校人材育成プラザ

六 受験申請の手続

(一) 提出書類

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書、写真二枚(縦四センチメートル、横三センチメートル、申請前六箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽のもの)及び受験資格を証明する書類(卒業証明書若しくは修了証明書、各種免許証の写し若しくは合格証明書又は実務経歴証明書)

(2) 実技試験及び学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(二) 受付日時

平成二十七年十一月二日(月曜日)及び同月四日(水曜日)の午前十時から午後四時三十分まで(正午から午後一時三十分までを除く。)並びに同月五日(木曜日)の午前十時から正午まで

(三) 受付場所

東京都庁第二本庁舎一階臨時窓口

新宿区西新宿二丁目八番一号

(四) 受験手数料

(1) 受験手数料は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、実技試験又は学科試験の一部免除を受けることができないものにあつては、受験に係る額とする。

ア 実技試験

理容科

一万五千八百円

美容科

一万五千八百円

イ 学科試験

全職種

三百百円

(2) 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができるものにあつては、次に掲げる額とする。

(五) 試験免除資格審査

二千円

(六) その他

受験申請書用紙及び受験案内は、東京都産業労働局雇用就業部能力開発課において配布する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒(日本工業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百四十円分の郵便切手を貼り付けたもの)を同封すること。

七 合否判定の基準

(一) 実技試験並びに学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて、満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目全てについて満点の五割以上の得点がある場合

は、合格とする。

(二) 実技試験について満点の六割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。)は、実技試験に限り合格とする。

(三) 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。)は、指導方法に限り合格とする。

(四) 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。)は、当該学科試験に限り合格とする。

八 合格発表

平成二十八年二月十七日(水曜日)から同月十九日(金曜日)まで東京都庁第二本庁舎一階臨時窓口に掲示するとともに、受験者に通知する。また、東京都ホームページ内、TOKYOはたらくネット(<http://www.hatarakumetro.tokyo.jp/>)に掲載する。

九 問合せ先

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課
電話〇三(五三三〇)四七一七

平成二十七年技能検定後期実施について

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、平成二十七年技能検定後期実施について、次のとおり公告する。

平成二十七年九月一日

一 受検資格

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十五条に定める者

二 日程、職種、場所等

技能検定は、次に掲げる職種について、実技試験及び学科試験によって行う。

(一) 実施期日及び実施職種

ア 実技試験

次のイで定める職種について、平成二十七年十二月二日(水曜日)から平成二十八年二月十四日(日曜日)までの間において東京都職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

平成二十八年一月二十四日(日曜日)に実施する

職種

一級及び二級

ロープ加工、機械検査、電気機器組立て(シークェンス制御に係るものに限る。)、婦人子供服製造(婦人子供既製服パターンメイキング及び婦人子供既製服縫製に係るものに限る。)、紳士服製造(紳士既製服型紙製作及び紳士既製服縫製に係るものに限る。)、菓子製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、配管(建築配管に係るものに限る。)、型枠施工及びガラス施工

三級

配管(建築配管に係るものに限る。)

平成二十八年一月三十一日(日曜日)に実施する

職種

特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

一級及び二級

さく井、金型製作(プレス金型製作に係るものに限る。)、工場板金(機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。)、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備(走行装置整備及び鉄道車両点検・調整に係るものに限る。)、時計修理、油圧装置調整、冷凍空気調和機器施工、寝具製作、強化プラスチック成形(エポキシ樹脂積層防食及びビニルエステル樹脂積層防食に係るものに限る。)、パン製造、水産練り製品製造、厨房設備施工、コンクリート圧送施工、防水施工(アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニルシート防水工事及び改質アスファルトシート防水工事)に係るものに限る。)、カーテンウォール施工、機械・プラント製図(機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。)、及び印章彫刻(木口彫刻に係るものに限る。)

三級

造園、機械加工(普通旋盤に係るものに限る。)、電子機器組立て、時計修理、冷凍空気調和機器施工、家具製作、機械・プラント製図及び貴金属装身具製作

単一等級

イーエルシーパネル施工及びバルコニー施工

平成二十八年二月三日(水曜日)に実施する職種

一級及び二級

舞台機構調整

平成二十八年二月七日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

金属ばね製造、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造(光学機器組立てに係るものに限る。)、空気圧装置組立て、和裁、帆布製品製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、自動ドア施工、電気製図、義肢・装具製作(装具製作に係るものに限る。)、及び工業包装

三級

機械検査、プリント配線板製造(プリント配線板設計に係るものに限る。)、和裁、プラスチック成形(射出成形に係るものに限る。)、建築大工及び電気製図

単一等級

電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工

(二) 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表

平成二十七年十一月二十五日(水曜日)に東京都職業能力開発協会で行う。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については行わない。

三 受検申請の手続

(一) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(二) 受付期間

平成二十七年十月五日(月曜日)から同月十六日

(金曜日)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前九時から午後四時まで

(三) 受付場所

東京都職業能力開発協会

(四) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書及び受検案内は、東京都職業能力開発協会に配布する。

イ 申請書は、記載内容審査のため本人又は記載内容を説明できる者が直接持参すること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、二(一)に掲げる検定職種でない職種についても受検申請することができる。

四 手数料及び納付方法

(一) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。

実技試験 各級 各職種 一万七千九百円(在校生が三級を受検する場合にあっては、一万一千九百円)

学科試験 各級 各職種 三千百円

イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者については、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査 二千円

(二) 納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

また、納付した手数料は、申請の取消し、試験の欠

席等の理由があっても返還しない。

五 合格発表

(一) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業部能力開発課から、実技試験又は学科試験のみの合格者には東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 合格者の発表等

技能検定合格者は、平成二十八年三月十一日(金曜日)に、東京都庁第二本庁舎一階掲示スペースに掲示する。

また、東京都ホームページ内、T O K Y O はたらくネット (<http://www.hatarakumetro.tokyo.jp/>) に掲載する。

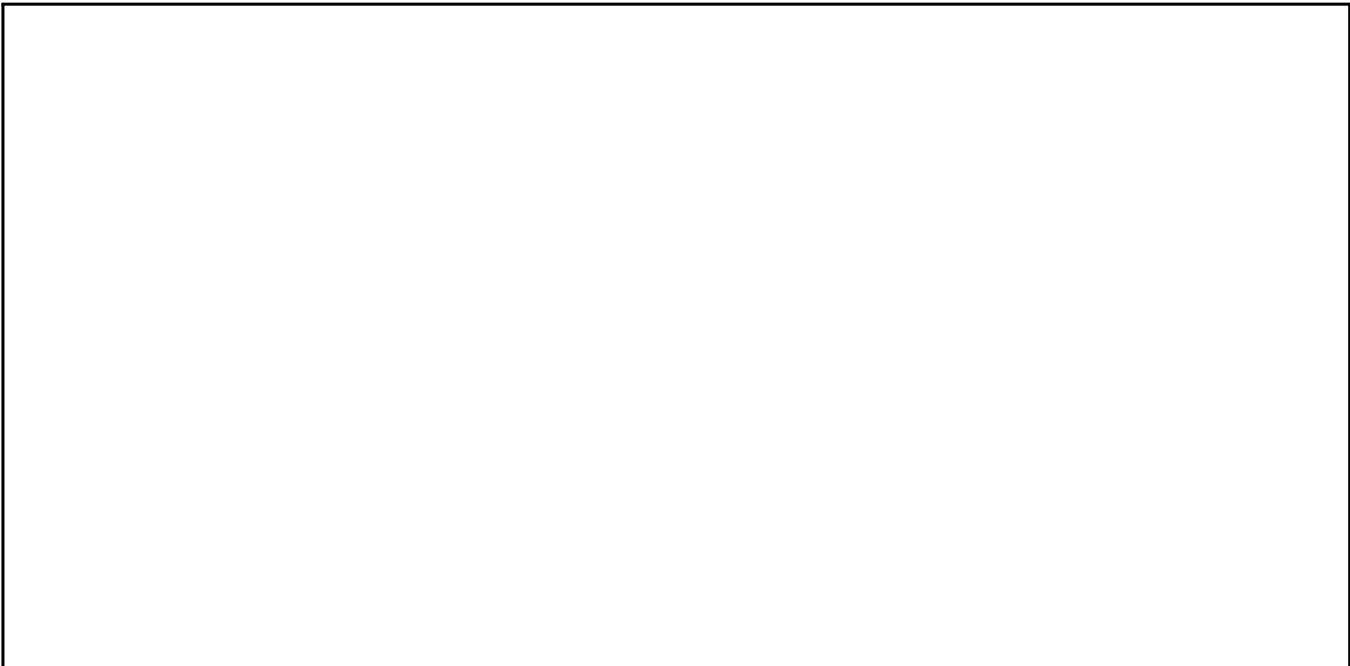
なお、特級、一級及び単一等級の職種の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の職種の技能検定合格者には東京都知事名の合格証書を交付する。

六 その他

申請方法、手数料の納付方法等の詳細については、次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会 千代田区飯田橋三丁目十番三号 東京しごとセンター七階 電話〇三(五二二一)二三三三

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 新宿区西新宿二丁目八番一号 電話〇三(五三三〇)四七一七



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001